

平成28年11月11日開催

## 建設企業常任委員会資料【所管事務調査】

上越市空き家等対策計画の策定について

上越市空き家等対策計画（案）に係るパブリック コメントの実施結果等について	.....	1~2
パブリックコメント結果公表 ・上越市空き家等対策計画（案）	.....	別冊

所管委員会	建設企業常任委員会
提出課	建築住宅課

## 上越市空き家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果等について

### 1 実施期間等

- (1) 実施期間 … 平成28年9月1日（木）～9月30日（金）
- (2) 意見数 … 20件（2人、1団体）
- (3) 意見反映数 … 2件
- (4) 意見の公表 … 平成28年10月25日（火）～11月25日（金）

### 2 主な意見

#### (1) 個別具体的な意見のため、計画へは反映しない意見

- 東京五輪の混雑時、都内の高齢者を当市の空き家へ受け入れてはどうか。（意見NO.1）
- 本計画に具体的な体制整備や仕掛け作りを織り込むことが必要。（意見NO.2・13・20）
- ネガティブな「危険空き家」とポジティブな「空き家利活用」が同一の相談窓口になっている。別々に、ネガティブは建築住宅課、ポジティブは「ふるさと暮らし支援センター」もしくは「移住者募集支援新組織」が分担すべき。（意見NO.3・4・6・7・8）
- 空き家バンクはポジティブな案件なので、建築住宅課ではなく「ふるさと暮らし支援センター」もしくは「移住者募集支援新組織」の管轄にすべき。（意見NO.6）
- ふるさと暮らし支援センターも相談窓口ではないか。（意見NO.16）
- 連携のイメージは掴めるが、行政の中の担当部署がよくわからない。イメージをより明確にするためにも担当部署を記述する必要があると考える。（意見NO.18）
- 「…制度の導入効果も見極めた上で制度設計を行います。」とあるが、導入効果次第では制度を作らず、5年の間に制度を検討するように読み取れる。（意見NO.11・19）

#### (市の考え方)

- 本計画は基本的事項を定める計画であり、個別具体的な事業などはアクションプランに搭載。今回いただいた具体的な意見は、アクションプラン作成時の参考とする。
- 市では、空き家の利活用、移住・定住施策の推進に当たり、住民組織や関係団体等との連携は必要不可欠と認識している。
- 市民からの相談窓口はワンストップ化しておくことが最良と考え、行政の窓口を建築住宅課と各区の総務・地域振興グループとしている。
- 具体的な事業や実施体制は、庁内関係課で組織する空き家等対策会議や、有識者等で構成する空き家等対策協議会の意見を聞きながら検討していく。

#### (2) 市の考え方と意見が異なるため、計画へは反映しない意見

- 空き家バンクへの問合せをすぐ宅建協会や不動産業者へまわさない。（意見NO.5）
- 「サービスを提供する事業所等の掘り起しに努めます。」とあるが、当市にこのような事業はほとんどない。当面、この種の事業を行う事業所や市民団体を育成することが必要である。（意見NO.9・17）
- 「また、宅建協会は…仲介に努めます。」とありますが、現実問題として協会が対処できるか懸念される。（意見NO.10・12）

#### (市の考え方)

- 市への相談は、内容を十分に聞き、バンクへの登録、無料相談会への参加を進めており「宅建協会」へ業務を丸投げすることはない。
- 市では管理サービスを行う団体を把握しているが、少数であり、さらなる事業所等の掘り起しが必要と認識。サービス提供を行う事業所等の確保を優先し、団体等の事業周知を順次進める。これらを経て「事業所の育成・支援等」へ段階的につながるため、「サービスを提供する事業所等の掘り起しに努めます。」との表現は適正な表現と考える。
- 空き家バンクに関し、宅建協会では、空き家等の売却等を希望する所有者のきめ細かな相談等に当たり、遠隔地の空き家も出張調査するなど、協定に基づき運営している。

#### (3) 意見を反映し、記述を追加する意見

- 上越市空き家等対策協議会は、どのようなメンバーで、事務局はどこなのか。また、上越市空き家等対策会議の庁内関係課、事務局はどこなのか。(意見 NO. 14・15)

#### ○下線部分が反映箇所(計画 P. 20)

- ・ 上越市空き家等対策協議会は、空き家条例に基づき、法務、不動産、建築、環境、防災等の部門の専門家のほか、公募の市民を加えた委員構成とし、事務局を建築住宅課に据え、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うほか、特定空き家等の認定に対する協議を行うことを目的に設置しています。
- ・ 上越市空き家等対策会議は、上越市空き家等対策会議設置要綱に基づき、危機管理課、自治・地域振興課、生活環境課、都市整備課等の関係課をもって組織し、事務局を建築住宅課に据え、空き家等に関する情報共有及び横断的な連携を図ることで、施策を効率的かつ効果的に展開するために設置しています。

#### 3 上越市空き家等対策協議会(28.10.26開催)の意見

- 空き家は市民にとって身近な問題であり、空き家対策の大きな枠組みを作るこの計画は、空き家対策のいろいろな可能性を否定せずに認めている。
- 空き家は所有者の管理が原理原則である。アクションプランの作成にこだわらず、まずは所有者の意識を変えるなど、所有者責任の意識の醸成に努めてほしい。

#### 4 その他

##### (1) 当市の空き家等対策の基本方針

- 所有者等による管理の促進
- 安全安心なまちづくりの推進
- 快適な住環境の保全
- 地域振興と交流人口の拡大
- 国の支援・助成制度の活用

##### (2) 今後の空き家等対策

- 継続 所有者等による空き家等の適正管理に向けた意識啓発
- 新規 空き家等管理サービスを行う事業所等の掘り起し
- 新規 利活用、除却等に対する補助制度の検討
- 継続 空き家バンク制度の運用促進
- 継続 特定空き家等の認定